

○独立行政法人国立科学博物館監事監査規程

平成13年4月13日
館 長 裁 定

最 終 改 正
平成28年3月31日
館 長 決 裁

(趣旨)

第1条 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び第9項の規定に基づき、監事が行う監査及び意見の提出は、この規程の定めるところによる。

2 この規程を改正する場合には、あらかじめ監事の意見を聞くものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）の会計経理の適正を期するとともに、業務の合理的かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、科学博物館の業務及び会計について行う。

(監査の種類)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の定期監査のうち、業務の監査は毎年度1回以上行い、会計の監査は毎月及び年度決算時に行う。

3 第1項の臨時監査は、監事が必要と認めた場合に行う。

(監査の方法)

第5条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

(監査計画)

第6条 監事は、毎年度監査計画を作成し、あらかじめ館長に提出するものとする。ただし、必要に応じて行う臨時監査についてはこの限りでない。

(評議員会等への出席)

第7条 監事は、評議員会その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(館長との連携)

第8条 監事は、常時館長と連携して意思疎通を確保するよう努めなければならない。

(調査の実施)

第9条 監事は、いつでも、役員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、または科学博物館の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監査の事務補助)

第10条 監事は、総務課の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 監事は、必要と認めるときは、館長の承認を得て前項の職員以外に臨時に監査に関する事務を補助させることができる。

3 前2項の規定により監査の事務補助を行う職員（以下「補助者」という。）は、監事の指揮命令により、他から独立して事務補助業務を行うものとする。

(役職員への質問等)

第11条 監事は、役職員に対し必要に応じて質問をし、又は説明若しくは資料の提供を求めることができる。

2 役職員は、監事（監査の事務補助に従事する職員を含む。）が行う監査に協力しなければならない。

(会計監査人等との連携)

第12条 監事は、会計監査人と密接な連携を保ち、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する情報の提供を求めることができる。

2 監事は、館長や会計監査人と定例会合を持ち、意見交換を行うものとする。

3 監事は、科学博物館の内部監査担当部署と連携し、監査に必要な報告、協力を求めることができる。

(監査報告書の作成等)

第13条 監事は、監査終了後、監査の結果に基づいて監査報告書を作成し、遅滞なく主務大臣及び館長に提出しなければならない。

2 監事は、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、館長または主務大臣に意見を提出することができる。

3 監事は、前項の規定に基づき主務大臣に意見を提出する場合には、あらかじめ館長にその旨を通知しなければならない。

4 館長は、監査の結果の報告に基づき改善すべき事項がある場合には、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に報告しなければならない。

(重大な事実の報告)

第14条 役員は、科学博物館に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

2 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、法令または科学博物館の規程に違反する重大な事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を館長に報告するとともに、主務大臣に報告するものとする。

(監事に回付する文書)

第15条 次の各号に掲げる文書は、あらかじめ監事に回付しなければならない。

- 一 主務大臣に提出する認可又は承認の申請書その他の重要な文書
- 二 前号以外の官公庁に提出する重要な文書
- 三 契約に関する重要な文書
- 四 訴訟に関する重要な文書
- 五 その他業務に関する重要な文書

2 次の各号に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。

- 一 主務大臣から発せられた認可又は承認の文書その他重要な文書
- 二 前号以外の官公庁から発せられた重要な文書
- 三 その他業務に関する重要な報告又は供閲等の文書

(事故又は異例の事態の監事への報告)

第16条 業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、職員は速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

(監査実施基準)

第 17 条 監査の手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、館長と協議のうえ監事が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。